

## 目 次

公平委員会規則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則……………	1

## 公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 2 年 3 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）																				
5 燕 市	5 燕 市																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>事務局長 課長 主幹 参事 課長補佐</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 課長補佐	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>事務局長 課長 主幹 参事 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 次長	(略)									
機 関	職																				
議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 課長補佐																				
(略)																					
機 関	職																				
議会事務局	事務局長 課長 主幹 参事 次長																				
(略)																					
16 阿 賀 町	16 阿 賀 町																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">長 部 局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(総務課関係) 課長補佐 庶務防災係長 企画財政係長 行政係長 庶務防災係の人事、給与又は 服務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。)、 職員団体担当の職員及び秘書 担当の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	(略)	(総務課関係) 課長補佐 庶務防災係長 企画財政係長 行政係長 庶務防災係の人事、給与又は 服務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。)、 職員団体担当の職員及び秘書 担当の職員	(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">機 関</th> <th>職</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">長 部 局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 企画 財政係長 行政係長 庶務 係の人事、給与又は服務担当 の職員(企画に関する事務を 行うものに限る。)、職員団 体担当の職員及び秘書担当 の職員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	(略)	(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 企画 財政係長 行政係長 庶務 係の人事、給与又は服務担当 の職員(企画に関する事務を 行うものに限る。)、職員団 体担当の職員及び秘書担当 の職員	(略)	(略)	
機 関	職																				
(略)																					
長 部 局	(略)																				
	(総務課関係) 課長補佐 庶務防災係長 企画財政係長 行政係長 庶務防災係の人事、給与又は 服務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。)、 職員団体担当の職員及び秘書 担当の職員																				
	(略)																				
(略)																					
機 関	職																				
(略)																					
長 部 局	(略)																				
	(総務課関係) 課長補佐 庶務係長 企画 財政係長 行政係長 庶務 係の人事、給与又は服務担当 の職員(企画に関する事務を 行うものに限る。)、職員団 体担当の職員及び秘書担当 の職員																				
	(略)																				
(略)																					

## 21 関川村

機 関	職
(略)	
診 療 所	所長 事務長
小 学 校	校長 副校長 教頭
中 学 校	校長 副校長 教頭

別表第2（第2条関係）

3 下越福祉行政組合  
(略)5 十日町地域広域事務組合  
(略)6 新潟県中東福祉事務組合  
(略)7 五泉地域衛生施設組合  
(略)8 豊栄郷清掃施設処理組合  
(略)9 阿賀北広域組合  
(略)10 さくら福祉保健事務組合  
(略)11 西蒲原福祉事務組合  
(略)12 燕・弥彦総合事務組合  
(略)13 寺泊老人ホーム組合  
(略)14 魚沼地区障害福祉組合  
(略)15 魚沼地域特別養護老人ホーム組合  
(略)16 津南地域衛生施設組合  
(略)

## 21 関川村

機 関	職
(略)	
診 療 所	所長 事務長

別表第2（第2条関係）

3 下越障害福祉事務組合  
(略)

5 新発田地域老人福祉保健事務組合

機 関	職
事 務 部 局	事務局長 局次長 課長

6 十日町地域広域事務組合  
(略)7 新潟県中東福祉事務組合  
(略)8 五泉地域衛生施設組合  
(略)9 豊栄郷清掃施設処理組合  
(略)10 阿賀北広域組合  
(略)11 さくら福祉保健事務組合  
(略)12 西蒲原福祉事務組合  
(略)13 燕・弥彦総合事務組合  
(略)14 寺泊老人ホーム組合  
(略)15 魚沼地区障害福祉組合  
(略)16 魚沼地域特別養護老人ホーム組合  
(略)17 津南地域衛生施設組合  
(略)

17 新潟県市町村総合事務組合  
(略)

18 新潟県市町村総合事務組合  
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。